

北海道公害防止条例の振動発生施設一覧表

(北海道公害防止条例施行規則別表第5)

1	金属の加工の用に供する施設であって、次に掲げるもの	
	(1) 液圧プレス(矯正プレスを除く。)	
	(2) 機械プレス	
	(3) せん断機	原動機の定格出力が1kw以上であること。
	(4) <small>たんぞう</small> 鍛造機	
	(5) ワイヤフォーミングマシン	原動機の定格出力が37.5kw以上であること。
2	圧縮機	原動機の定格出力が7.5kw以上であること。
3	遠心分離機	原動機の定格出力が3.7kw以上であること。
4	<small>ようぎょう</small> 窯業製品又は土石製品の製造の用に供する破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力が7.5kw以上であること。
5	織機	原動機を用いるものであること。
6	コンクリート製品の製造の用に供する施設であって、次に掲げるもの	
	(1) コンクリートブロックマシン	原動機の定格出力の合計が2.9kw以上であること。
	(2) コンクリート管製造機	原動機の定格出力の合計が10kw以上であること。
	(3) コンクリート柱製造機	原動機の定格出力の合計が10kw以上であること。
	(4) コンクリートプラント(気ほうコンクリートプラントを除く。)	混練機の混練容量が0.45m ³ 以上であること。
7	木材加工の用に供する施設であって、次に掲げるもの	
	(1) ドラムバーカー	
	(2) チッパー	原動機の定格出力が2.2kw以上であること。
8	印刷機械	原動機の定格出力が2.2kw以上であること。
9	ゴム練用又は合成樹脂用のロール機(カレンダーロール機を除く。)	原動機の定格出力が30kw以上であること。
10	合成樹脂用射出成形機	
11	<small>いがた</small> 鋳造型機(ジョルト式のものに限る。)	